

令和5年度 第2回稲敷市入札監視委員会 審議概要

開催日時	令和6年1月26日(金)午後2時00分から
開催場所	稲敷市役所 4階 委員会室1
委員	<p>委員長 祐川 直己 氏(弁護士)</p> <p>鴻田 利雄 氏(元地方公務員)</p> <p>坂野 喜隆 氏(大学教授)</p> <p>中村 道子 氏(公認会計士・税理士)</p> <p>木内 卓 氏(司法書士)</p>
審議対象期間	令和5年4月1日～令和5年9月30日
審議案件	6件
一般競争	2件
指名競争	2件
随意契約	2件
委員からの 意見・質問、 それに対する 回答等	別紙のとおり

別紙

事案 1：令和 5 年度稲敷市桜川総合運動公園改修工事

【抽出理由】 予定価格、契約金額とも一般競争入札案件のなかで第 2 位のため。

主 管 課	スポーツ振興課
発 注 方 法	事後審査型一般競争入札
入 札 日	令和 5 年 9 月 14 日
入札参加者数	4 者
予 定 価 格	148,049,000 円 (税込)
最低制限価格	136,205,080 円 (税込)
落 札 金 額	142,780,000 円 (税込)
落 札 率	96.44%

質問・意見	回答
<p>入札参加資格者数 28 者と記載がありますが、県の場合、経営規模等評価結果通知書等で算定しますが、市の場合はどうのように参加資格要件を決定しているのですか。</p>	<p>竜ヶ崎工事事務所や、潮来土木事務所管内に本店がある業者の経営状況や総合評定値等が、JCIS【ジェイシス】(発注者が共同で利用するデータシステム)で確認することができますので、そのような情報を踏まえて決めております。そして、過去の事例の案件を参考に参加資格の要件を決定しております。</p>
<p>参加資格要件の概要の三つ目の総合評点値 750 点以上という記載があるが、これは何を元に見ているのですか。</p>	<p>稲敷市は、茨城県と共同で、入札の参加資格申請の登録をしております。ですので、県の登録情報を把握しながら、本件について、市外においては 750 点以上、市外について 850 点以上の者が参加できる資格要件としております。</p>
<p>運動公園の改修工事は結構毎年行っているように感じますが、そこはどうお考えですか。</p>	<p>去年、一昨年と、大規模改修の方は行っておりません。今年度につきましては、大きな修繕が必要な箇所ということで、今年度実施させていただいております。</p>
<p>P1 の入札参加資格者数というのが 28 者で、参加資格確認申請者数が 5 者、参</p>	<p>同規模の工事ですと、同じような竜ヶ崎工事事務所や潮来土木管内のくくり</p>

加者数が4者となっていますが、毎回このぐらいの者数ぐらいですか。見方によっては、28者ある中で5者程度しか応じてきていないというような見方もできるかなと思ったので、ご質問させていただきました。

P1の3番目の手続きの経過を見ますと、公告日が8月23日。参加申請受付期間が8月23日から9月8日。入札日9月18日。契約日9月22日ということになっているので、公告日から契約するまで1ヶ月、そしてその翌日から半年弱で工事を執行するということとなりますが、このスケジュールについては、私はちょっとタイトなのではないかと思います。ある程度、年間のスケジュールが決まっているところもあると思うので、少し公告日等を早めにした方が、参加者数が増えるのではないかと感じますが、いかがでしょうか。

そうしますと、8月23日に突然という話ではなくて年度当初には予定されていることが公表されていたということですか。

今まで大規模工事がなかったということで、今回こういった工事をすることになったという理由を教えてください。

で、資格要件を決めているのが、通例になっております。また、市の工事の執行取扱要領にも、予定価格が5000万以上の工事は10者以上を指名するとしておりますので、そういった形でこの28者が参加できる資格要件を決めていると思われま。ここ近年の入札状況見ますと、同規模の建築工事の入札参加者は、やはり、5者程度が、実際に参加する入札が多くなっております。

年度当初に、年間12ヶ月を四つの期間に分けて、4月から6月が第1四半期。7月から9月が第2四半期ということで、発注見通しを4月に公表しております。業者の方は、その情報や、また市の予算書等を確認してその工事の時期や工事金額は予想できると思われま。

はい。おっしゃる通りです。

工事の計画について、令和3年に屋外施設の改修工事の計画を作成しております。その計画に基づいて、今回の改修工事の方を実施したところでございます。

計画で行ったかどうかというのは、この運動公園の独自の計画なのか、全施設としての公共施設のマネジメントの関係でどうされたのかということをお伺いしたかったので、質問させて頂きました。おそらく、先程の説明ですと、個別の計画でもともと行う予定になっていたということで理解しましたが、それはよろしいですね。

担当課から見て、入札参加者数が4者ということをお伺いしたことを妥当な数だと考えているのかどうかお聞かせください。

現在、物価等が高いので、実際、工事の引き受け手がいないという話は他自治体でもよく聞きますが、今回、担当課の方々が事業者に参加をお願いした等はありませんか。

P53の資材廃棄物関係について、「建設発生木材」という種類のみしか記載がありませんが、これだけの規模の改修工事を行って、廃棄物は木材だけだったのか。

他はその場で使用したということですか。取り壊し等を行うと廃棄物が出てくるとお伺いしますが。

何名かから指摘があったように、入札参加者数が4者ということで現状、それは妥当であるというご判断だと思っておりますが、入札手続きを通じた競争性を確保するという観点からは、数は多い方が、競争性が保たれるだろうという発想になると思います。そうすると、現状の4

はい。

参加者数につきましては、こちらとしては妥当と考えております。

お願いしていません。

再資源化できる廃棄物の種類は木材だけということだと思います。

今回は塗装等を行っていますが、取り壊しは行っていません。

～5者というようなレベルで良いのか、今後これを増やしていく方策はないのかというような、そのような視点も持って取り組んでいただければと思います。

事案 2 : 西部増圧ポンプ場機能強化及び更新工事

【抽出理由】 予定価格、契約金額とも一般競争入札案件のなかで第 1 位のため。

主 管 課	水道課
発 注 方 法	事後審査型一般競争入札
入 札 日	令和 5 年 5 月 26 日
入札参加者数	3 者
予 定 価 格	400,312,000 円 (税込)
最低制限価格	368,287,040 円 (税込)
落 札 金 額	368,287,040 円 (税込)
落 札 率	92.00%

質問・意見	回答
<p>最低制限価格と落札価格が一致していますが、このようなことがよくあるのでしょうか。</p> <p>先程の案件でも議論がありましたが、入札参加資格者数が 33 者にもかかわらず、入札参加者数が 3 者しかないというところについて、これほど少なくなってしまうことが多くあるのでしょうか。</p>	<p>土木一式工事では市内の入札においてもよくあります。最低制限価格は稲敷市の場合、事前に公表しておりませんが、予定価格の方は事前に公表しております。労務単価や資材単価、積算基準等も公表されておりますので、直接工事費はある程度推測できると思われます。それが推測できれば、諸経費などから算出できますので、公表されている最低制限価格の算出式から推測することができるかと思われます。</p> <p>この案件の参加資格要件については、竜ヶ崎工事管内や茨城県内等ではなく、広範囲の全国全てということにしております。加えて、市に、全国から登録がある電気工事業の特定を持っている業者は 124 者で、その中から同種工事の実績がある業者は 33 者が該当になります。実際のところ、業者においても色々な理由があり、この 3 者しか参加できなかったことは仕方ないと考えております。ただ、最低制限価格付近での価格競争となったの</p>

先ほどの議案の際には、参加資格要件に地域的な制限がかけられていたと思いますが、今回それが無いというのはどのような判断で地域的な制限を設けたり、設けなかったりするのですか。

先程の案件では、入札参加資格者数は最低 10 者程度というのがあったと思いますが、この案件でもそのような基準はあるのでしょうか。

この 33 者というのは、稲敷市に登録を行っている形でしょうか。それとも他の市町村とかにしているものが共有されるような形になっているのでしょうか。

2 者が辞退していますが、辞退理由がもしおわかりの部分ありましたら教えていただければと思います。

先ほどのご説明の中に、よく土木関係の案件だと、積算ソフトとかが、非常に精密になっていて、価格を、当ててくるとい

で、多い業者数の中での入札にはなりませんでしたが、価格競争があったのかなとは考えております。

この資格要件を検討する際には、過去にあった同種工事や、同規模の工事での資格要件や、他市町村の資格要件の例も参考にさせてもらいながら、設定しております。その中で、予定価格が 4 億近い工事ですと、市の前例としましては、県内等の制限はなく、設定しておりませんでしたので、そちらを参考に設定しております。

基準というのは、10 者以上が参加できるような条件を作るということですので、今回の参加資格者数の 33 者は、この要件に見合っており、10 者未満にならないような形では設定しております。

稲敷市に登録しています。今回の資格要件である同種工事の実績「浄水工業用水施設における電気設備工事」について、過去 10 年以内での実績がある業者はこの 33 者しかいないということになります。

今回の案件は電子入札ですので、辞退届を提出した際に辞退理由の記載欄がないため、はっきりとわからないのが実情です。考えられることとしては、金銭的な理由や人的な理由だと思われます。

設計業者においても、今回の工事の設計をして予算額も算出していると思います。同じように、やはり施工業者において

うケースが非常に多いというようなことだと思いますが、このような電気関係、水道関係というのも、やはり同じような積算ソフトというのが導入されているのですか。というのは、率直な目で見ると、かなり項目があった中から 100 円単位でびたつとは当ててくるというので、そのようなことができるのかなというところは市民としては率直な疑問を持つところかなと思ったので、ご質問しました。

やはり、各委員から指摘があったように、競争性を十分に確保できるだけの入札者数が確保できているのかという点と積算ソフト等の高性能化という背景があるにしても、一般市民から見るとなかなかわかりづらいところはあると思います。そういったところにも十分な説明ができるように配慮しながら今後も進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

も、きちんとした積算をできる部署があって、このような金額を積算することは可能ではないかと推測されます。

<p>事案 3 : 稲敷市公共下水道東処理区維持管理業務委託(長期継続契約)</p> <p>【抽出理由】指名競争入札の下水道課の長期継続契約のうち、予定価格及び契約金額が第 1 位のため。</p>	
<p>主 管 課 下水道課</p> <p>発 注 方 法 指名競争入札</p> <p>入 札 日 令和 5 年 3 月 2 日</p> <p>指名業者数 12 者</p> <p>入札参加者数 8 者</p> <p>予 定 価 格 44,407,000 円 (税込)</p> <p>落 札 金 額 42,020,000 円 (税込)</p> <p>落 札 率 94.62%</p>	
質問・意見	回答
<p>大体人件費がメインですよ。</p> <p>P147 を見ると、大体の業者が 3800 万円位で入札しています。これを見て、人件費がメインなため、このような形になるのかと考えましたが、それ以外の費用も含まれているということですよ。</p> <p>令和 5 年度以前はどの事業者が落札したのですか。</p> <p>ずっと同じ事業者が落札しているのですか。</p>	<p>はい。処理区ごとにマンホールポンプの数が違いまして、東処理区は平坦なため、ポンプの数が増えてしまいます。そうすると、不具合が出る可能性も高くなりますので、状況によっては夜中や休日等に現場に行っていただくような形になっております。</p> <p>はい。</p> <p>落札者は今回と同じ事業者です。今回少し金額が上がっています。今までは、汚泥処理するのに薬剤を下水道課で発注していましたが、今回から委託費の中に全て組み込み、業者側で発注する形に変えました。</p> <p>はい。</p>

長期継続契約の理由と長期継続契約期間がなぜ3年なのかというところを教えてくださいませんか。

3年間は同じ金額でいく為、人件費が上がったとしても同じということですね。

P136の負担経費のところについて、第10条の薬剤の方には、見積もりを取った時点で、事前に委託したいと思う旨報告しなければならなくなっているのに対して、このP136の方は、事前申告が、義務付けられていないように見えるのですが、そこを確認させていただきたいです。

大きな金額が見込んでいない為、事前報告は行わなくていいということですか。

特に問題なく実施されていると考えますので今後ともこのように進めていただければと思います。

これは大分前から行っていますが、一般会計の特会予算の時代に、長期継続契約で行おうと管財課に相談を致しまして、リース関係であれば5年というのもありえるが、リースではない委託ということ、また、毎年人件費も変わることも踏まえ、3年で行った経緯がございます。

はい。おっしゃる通りです。

長期継続契約の取扱要領の方でも、施設の管理は3年以内としております。

規模の大きい修繕になると、やはり報告をもらって、工事は入札を行い契約するということになります。ただ、簡易的な、例えばマグネットスイッチ等の小さい2万円位の部品を変えるような修理は委託業者自身で行って頂くという考えになります。

はい。おっしゃる通りです。

事案4 : 稲敷市役所本庁舎搬送設備に関する定期点検及び保守業務委託

【抽出理由】落札率が極端に低いことについて、合理的な理由があるかどうかを確認したいため。

主 管 課	管財課
発 注 方 法	指名競争入札
入 札 日	令和5年2月17日
指名業者数	5者
入札参加者数	3者
予 定 価 格	4,983,000円 (税込)
落 札 金 額	1,429,560円 (税込)
落 札 率	28.69%

意見	回答
<p>予定価格は事前に公表しているということでしたが、何故落札率がこれほど低いのでしょうか。以前は、どこが、受注したのですか。</p> <p>予定価格はどのように査定しているのですか。</p> <p>市役所庁舎は新しいですよ。新しくなってからの点検の入札は2~3回程度ですか。</p> <p>ずっと同じ事業者が点検を行っているのですか。</p>	<p>前回3年前の入札でも同じ事業者が落札しております。その時の落札率も、26.5%と、低い落札率となっております。</p> <p>今回の低い金額で入札できたというのは、前回も保守点検を行っており、業務内容に精通している為、履行期間内の修理費等が見込めた為かと思われます。予算については、数者から見積もりを徴収して予算化しております。大手の業者だけでなく、市内業者からも見積もりを徴収して予算化しております。</p> <p>今回の案件で3回目の入札となります。</p> <p>市役所新庁舎ができた当時は、複数の内容の庁舎施設管理をエレベーターも含めて発注を行っていました。当時の入札では市外の事業者が落札しておりましたが、市内業者も入札に参加しやすいように、発注内容を分けて行うことになりま</p>

入札時の注意に内訳書を添付することと記載がありますが、400万円くらいで入札している業者からも添付してもらっているのですか。添付した内訳書で、落札業者とどの部分の金額が違うのかというのがわかるのではないのでしょうか。

どの部分が違うのかというところは確認して頂いた方がよろしいかと思えます。

この指名競争入札の前に契約審査会が行われていると思いますが、その際の答申や議事録等は公表されているのですか。

契約審査会の構成メンバーについて教えていただけますでしょうか。

地方自治法上の「審議会」や「審査会」は法律に基づき「諮問」を行いますが、地方自治法上の機関ではない任意の「契約審査会」が「諮問」を行っているとすると、市民の方から見ると、これは法律上の「審議会」なのかという疑問が生じる可能性があり、実際、他の自治体でも最近そのような疑問が多く出てきております。このような契約審査会は、その答申が一般情報開示請求制度の対象になるとしても、法律上の審議会のイメージとは少し異なる

した。エレベーターのみの点検保守業務委託の入札は今回で2回目となります。

全ての参加者が入札書以外にも、内訳書も提出しておりますので、確認は可能です。

はい。承知いたしました。

答申や議事録に関して公表はしておりませんが、情報公開の請求があれば、開示される内容だと思います。

契約審査会の構成メンバーとして、副市長を委員長として、行政経営部長、市民生活部長、産業振興部長、土木管理部長、保健福祉部長、教育部長の7名となっております。

はい。承知いたしました。

ると指摘されています。両者の違いが明確になるように、例えば「諮問」という言葉の使い方について、今後、少し検討していただければと思います。実際に他の自治体では法律上の「審議会」ではない機関が行う行為に「諮問」という言葉を使用せず、別の言葉を使用していることもあります。

十分に競争性が確保されたからこそ、低額の落札となったというふうにいえると思いますが、反面、市民の率直な感覚からいうと、安かろう悪かろうではないかというような不安感が出てきてしまうところだと思います。そのような点について、先ほど委員からご指摘があったように、その金額がなぜ低額になるのかというところの分析もこれから必要になっていくのかと思いますので、そのような点もご留意いただければと思います。

事案 5：稲敷市教育情報ネットワーク複合機保守業務（単価契約）

【抽出理由】 随意契約を締結する理由を確認したいため。

主 管 課	学務管理課
発 注 方 法	随意契約
見 積 執 行 日	令和 5 年 8 月 30 日
見積り合わせ参加者数	1 者
予 定 価 格	6,608,910 円（税込）
落 札 金 額	6,608,910 円（税込）
落 札 率	100.00%

質問・意見	回答
<p>パソコンや複合機等になると、当然機器を購入するだけでなく、そのあと使い続ける間の保守が必要になると思いますが、その業者を選ぶにあたっては、使い続ける 5 年間にかかる保守料金を含めたコストで競争しているかどうかということを知りたいです。</p> <p>そうしますと、本体のリースは、ランニングコストを含まない本体価格のみで価格競争をしたということですか。</p> <p>私がこの案件を抽出した理由がまさにこの部分でして、機器本体の価格だけでなく、その後の消耗品やメンテナンスの料金を含めて考えないと、本当に安いかどうかは分からないと思ったからです。そこで、この点について質問したのですが、本体価格だけで競争されたということだったのですね。</p>	<p>リース契約の仕様の中には、消耗品代や修繕を含んだ保守料につきましてコピー 1 枚当たりの単価、白黒・カラーということで仕様書に記載しております。契約自体は別に随意契約で行っているところです。</p> <p>基本的にはそうなります。</p> <p>はい。以前の契約の際にも今回の案件と同じような方式で契約していたので、今回 9 月から 3 月までは以前の契約と同様の方式に基づいて、随意契約に致しました。その後、業者に確認致しましたところ、このような契約で入札することも不可能ではないだろうという意見を受けました。加えて、この庁舎内の複合機につきましてはリース料に保守料等も全て込みとなっていました。そこで、今回はリース契約ということで 5 年契約を結んでいますが、来年度以降の保守業務については</p>

学校の機器と庁舎内の機器とで切り分けて考えてしまうかもしれませんが、一般の目からしたら、同じ稲敷市役所の中の部署で同じような契約があったときに、その契約内容が情報共有されてないというのは、非常に縦割りに感じるので、この案件に限った話ではなくすごく不安を覚えるところです。市役所内で互いにもどのように進めているのか確認して頂かないと、市民から見たら、部署間の意見の違いに困惑すると思います。

元々リースの物品を入れる時には、リースの物品の価格だけで競争して選定されて、それに付随するメンテナンス料というのは、その後、各年度随意契約で行っていくということで、要は、イニシャルコストは見るけどランニングコストは見えないという入れ方をされたということですよ。

その単価を上回るメンテナンスの契約ということにはならないという、その縛りというのはどこで聞くのですか。つまり、機器を入れる時のその仕様書の中に、例えばコピー1枚1.5円以下というのが決まっていたということですよ。ただその、入札仕様書に基づいて契約するのは、機器本体だけですよ。だから、別のメンテナンスは別の契約でやるわけですよ。

入札を行うような形を検討しております。また、今後新たに機器をリースする場合は、庁舎と同じように、保守費用も全て込みのリース料で入札を行えればと考えております。

おっしゃる通りです。確かに実際、今回の内容をよく精査してみて、庁舎内の複合機リースの方向性が異なっているというのはおかしいという風に感じていましたので、次回の契約ですが、そのような他の部署の状況を確認しながら、契約を進めていければというふうに考えております。

はい。今回はそうなります。リース契約の仕様書の中には、モノクロは1.5円以下、カラーについては11円以下というような価格の明記はさせてもらった上で、リース契約の仕様書の方は、使用している形になります。

今回、リース業者とメンテナンス保守の委託を随意契約で結んだのは、業者が同じということもありますし、リースの仕様書が入って明記もされていますので、リースとは切り離して契約という形になっていると思いますが、その部分は、リース契約の仕様の中で担保されているというふうには思っています。

よね。そうすると、機器の入札の仕様というのが、メンテナンス契約の内容に当然影響を及ぼすという関係にはならないですよ。

少し穿った見方をすると、機器は安く入れたが、その後「メンテナンスの契約の方は1枚2円をお願いします」と言われた時にはどうなるのですか。「本体の仕様書では1枚1.5円となっていますよね」という話になるわけですが、もし「いや、うちは1枚2円じゃないと次のメンテナンス契約はできません。」と言われたときにはどうなるのですか。

ただ、メンテナンスの契約は、機器導入の契約とは別の契約となっているから仕様書の縛りから漏れているわけですよ。メンテナンスの契約も一緒であればそういう仕様書の縛りがあるわけですが、それでも。

そうすると、別の会社にメンテナンスしていただくしかないということで、別の会社と随契を検討するということですか。

そのような形になると、今回のこの随意契約の理由が、「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」といえるのかということになると思います。随契にする理由として、この業者でないと契約が成り立たないということが必要だと思えます。今のお話みたいにもともとメンテナンス契約には機器本体の仕様書の法的な拘束がおよんでいなく、それは、恐ら

そのようなことにならないために、その最初のリース契約の際に単価を設定しているという形になります。

その保守用の随意契約の仕様の中で、それでも金額についてはその単価を基準にして、予定価格を作っていますので、もしその業者が例えば金額以上でしか契約ができないことが明確であれば、随意契約は結べないことになります。

はい。そのようになります。

すでにリース契約の方は5年間で結んでしまっていますので、その保守業務につきましても、令和6年度分から4年5ヶ月後に入札にするような形になり、保守業務だけ入札で行うよう入札の手続きを進めているところです。業者の方にも、入札を行うといった際に、機器本体と関係ない他のリース業者が入ることはあまり聞いたことがないというような話

く、複数者のメンテナンスが可能ということが前提になっていると思います。そうすると、今回のメンテナンス契約にあたって、なぜ複数者に声をかけずにこの1者との随契にしたのかということになると思います。このような形になると、市民の方からすると、分かりづらくなってしまおうと感じます。ただこの点は次回から、リース機器本体とメンテナンスを全部まとめた契約に変わっていくということですよ。

先程の1枚1.5円を担保するというところについてですが、入札のときに1枚1.5円という条件を出しただけで、その後の保守契約でこの条件を満たさなかった場合はリース契約を解除するみたいな条件はないのですか。

やはり、今の機械のリース期間が終了してからまとめて切り替えるということしか現時点でできないということですか。

確認なのですが、この契約のことに関して、議会は通っているのですよね。

議会から何かそのような質問はありましたか。

市民とすれば、A社の複合機を使っているが、B社は駄目なのかとか、またC

はありました。今回は、保守業務のみは令和6年度から行う予定ですが、それ以降は、全て含めて行った方がより正確性があると考えています。

そこは入れていないです。

はい。そのような形になります。

はい。通っています。

特には議会の方から質問はなかったと思いますが、ただ当初予算の際は私が直接出席していなかったため、当初予算の際に質問があったかどうかは確実に分かりません。4月以降の議会からの質問はなかったと思います。

はい。承知いたしました。

社でも駄目なのかという疑問もあり得るところです。今後、今回の議論を踏まえて考えて頂きたいです。

それぞれの委員からいろいろな指摘がありました。市民の目から見ると、非常にわかりづらい契約の内容になっているかと思しますので、その点について指摘させていただきました。今後、入札を行うように改善をしていく方針だと伺いましたので、今後も今指摘があったようなところに留意して進めていただければと思います。

事案 6：稲敷市放課後子ども総合プラン運營業務委託

【抽出理由】 随意契約のなかで、予定価格、契約金額が第 1 位のため。

主 管 課	こども支援課
発 注 方 法	随意契約（指名型プロポーザル方式）
見 積 執 行 日	令和 5 年 2 月 13 日
企画提案参加者数	2 者
予 定 価 格	394,425,000 円（税込）
落 札 金 額	359,280,000 円（税込）
落 札 率	91.09%

質問・意見	回答
<p>同じ委託契約について、以前、入札監視委員会の中で取り上げたことがあったと記憶しておりまして、その際に委員から、他市の例として、各学校単位ですべて競争入札を行っているという例があると伺ったと記憶しております。それで、今回案件が上がってきた際にどういうふうに変ったのかなと思っていましたが、あまり変化が感じられないような気がいたしまして、そこら辺は、前回の例等どのように理解されているのかと感じています。</p> <p>1号認定といって、昔の幼稚園児というのが減少傾向にあります。その幼稚園児が小学校に上がると、当然ながら、放課後児童クラブや子供クラブを使用するということになってくると思います。稲敷市は若い世代や子育て世代に呼び込みたいという方針で市政運営していると理解しておりますので、選ばれる市になるため</p>	<p>以前の入札監視委員会の際に、A 市で行われているキッズクラブの契約関係の事例が上がりました。こちらの件を参考に検討したところで、A 市と稲敷市の地域差や都市部と農村部の違い、この事業を実施できる入札参加業者の違いも A 市と稲敷市ではあると思われます。稲敷市に、保育業務の実績のある入札参加資格申請が提出されている業者は 3 者しかなく、指名競争入札の場合は、その中での競争になると思われます。その中で、8 校の入札を行った場合に 1 校ずつ請負ったりしても、3 者で落札した場合、経費が上がってしまうということも考えられるというようなことも推察した結果、前回と同じくプロポーザル方式で行いました。</p> <p>先程のプロポーザル方式で行った経緯の一つとなりますが、特徴のある保育を目指すところに力を入れられるのがプレゼンテーションであるという風に考えていますので、そのような事業者に絞り込んで行い、そこから魅力ある政策に繋がっていくと考えています。</p>

には、このような放課後子ども総合プランというのが魅力的でないと、なかなか人口の増加や若い世代を呼び込むというところに繋がっていかないという懸念もしております、その部分を踏まえて説明をお願いしたいと思います。

また、地区ごとに二つに分ける等のような方法もなかったのかと思いました。業者が、2 者のみの参加ということでしたが、業者が 3 者以上になれば、内容の部分や価格的にも競争性が出てくるのではないかと思います。

(他の委員より)

例えば、東地区だけで分けた場合、P188 を見ますと、定員 142 人程の子どもを対象にするイメージだと思います。稲敷市全域だと恐らく、3~400 人程の子どもを対象にする為、現在の業者でないと難しいということになったと思います。しかし、対象が 140 人程度に変わった場合、業者選択の範囲も広がると思いますので、地区を分けていく方向は私もありだと思います。

(他の委員より)

A 市の例でいくと、実際に都市部等そのような話ではないように感じます。放課後児童クラブに関しても、実際に入札参加した企業や団体が稲敷市の方で参加がないというのはどうなのかと考えてしまう部分もあります。加えて、今回は放課後児童クラブと放課後子供教室のような異なった趣旨の両方を運営させようという意図があると考えます。この形で、効

率的になれば良いですが、趣旨が異なる為、どのように説明するのかという不安を感じます。その形で、市民の方が納得すれば良いと思いますが、他の委員からの指摘があったように、魅力のある稲敷市で子供が来てくれるのかというような問題の際に、それを説明するのは難しいのかと考えてしまいました。

少し話が逸れますが、個人的に、組織名が「子育て支援課」ではなく、「こども支援課」というところからも、稲敷市の課題に対する姿勢が表れているように感じました。今後、子ども政策というのをされる上で、非常に核となられる課でございますので、他の委員からの意見というのも大事だと思います。

先程の続きになります。前回も今回と同様のお話がありました。具体的には、なぜ、学校や地区ごとに分割で入札ができるところまで全体一括のプロポーザルという形になったのかということが議題に上がり、その際に、担当課から、当該事業を初めて民営化する為、支援員が交代する等について、父兄や児童の不安感も考慮し、なるべくソフトランディングで民営化に移っていくために一括のプロポーザルの形で考えたという回答がありました。また、今後、一括がいいのか、もしくは、分割で入札を行うべきかという点について、次回に向けて検討するという回答だったと思っています。今回の審議の冒頭で本案件についてご説明がありましたが、少し理解できませんでした。都市部の学校と稲敷市の学校とでは違う部分が

子ども政策という意味では、そちらの方の部分が、現在のこども支援課としては、政策の部分を行う体制には、人的にも整っていない状況ですので、今後、しかるべき組織再編の時に、検討ができるよう話をしていければと思っています。

稲敷市の場合ですと、児童クラブ同士での不公平感を感じられる保護者が、訴える意見を頂いたことがありますので、そのような背景もあると考えております。別々な業者が取ったにしても、保護者の方がこの内容で納得できる形で行っていければ、良いと考えています。そのようなところが払拭できない為、一括でのプロポーザルという形で、今回も実施いたしました。

出てくると思いますが、「都市部と違う農村部だからこれで良い」という議論にはならないと思います。ですので、今回も一括の形を取ったことの積極的な理由をご説明いただければと思います。

その回答ではあまり組織としての決定の理由になるものではないという気がします。小学校ごとに人数のばらつきがかなりある中で、全てのクラブが皆同じで良いという考え方もあると思います。ただ、前回もその点が指摘された中で、どのような検討を経て今回も前回と同じようになったのかという説明がよく分かりませんでした。前回議論した内容をきちんと踏まえての今回の決定になっているのか、少し心もとないなと感じるところです。

親の立場として言えば、やはり率直な市民感情としていろいろ出てくるものだと思います。ただいろいろな意見も出るだろうから全クラブ皆一緒にするのが良いのか、各クラブが競争してより良くなっていくことで全体が底上げされていくのが良いかという発想の違いになっていると思います。

(他の委員より)

P178の選定の考え方については、競争の方向性としては良いと考えています。価格競争ではなく、プロポーザル方式で提案された教育政策案の良さでの競争という方が選択方法としては良いと考えました。ですので、競争入札よりプロポーザル方式というのは賛成です。ただ、4～500

人程の規模だと行える業者も狭まってしまっているので、分割する意見にも賛成です。

(他の委員より)

様々な方法があると思います。価格だけの競争だけでなく、価格の要素をある程度入れた上で内容の競争という方法もありますし、方法によっては多少価格の部分の上限が抑えられる可能性もあると思います。

旧南小学校跡地で行われている総合的な福祉サービスに関連して、子供教室等の保護というものだったら行ってくれる可能性もあるかもしれないと思いますので、教育系との関係は分けてもいいと思います。

質疑は以上となります。やはり委員の中でも非常に関心の高いところでもありますし、今後の少子化という中で、稲敷市がどのようなスタンスをとっていくのかというところが如実にわかる案件だと思います。ですので、市民の期待が含まれた視線が注がれるということも念頭に進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

そちらに関しましては、生活困窮という形で行っていますので、また別の課が担当で行っている形になります。